



2024年4月1日 初版
2025年11月20日第二版

子宮頸がん検診 日本人間ドック・予防医療学会 基本方針

日本人間ドック・予防医療学会会員施設におかれましては、下記の体制をお願いいたします。

1. 医師採取による細胞診単独検診を実施する

- ① 住民検診での根拠は「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針（指針）」
- ② 職域検診での根拠は「職域におけるがん検診実施マニュアル（職域マニュアル）」
- ③ 自己採取細胞診についてはいかなる委託元に対しても実施しない

2. 医師採取による液状化検体でのHPV検査単独検診については

- ① 住民検診では、指針および「対策型検診におけるHPV単独検診法における子宮頸がんマニュアル」に基づきそれらの要件を自治体が満たす状態で、当該施設での実施可能か検討する。なお、液状化検体を必ず使用し、陽性者に対する同一検体での細胞診トリアージ精検までを提供する
- ② 2024年4月より準備ができた地域の住民検診では「HPV検査単独法による子宮頸がん検診と陽性例への細胞診トリアージ」が追加されたが、当分の間、職域では「医師による子宮頸部擦過細胞診」となるため、職域検診では実施しない。
- ③ 自己採取HPV検査については、いかなる委託元に対しても実施しない
- ④ 医師による細胞採取では、液状化検体を推奨する。

3. 細胞診とHPV検査の同時併用検診については

任意型検診として、利益・不利益を明記した持ち帰り可能な資料等を用いて医師から直接十分な説明を受けた上で、ご本人がご希望される場合に限り実施する。